

第5章 次世代育成支援施策の展開

第5章 次世代育成支援施策の展開

平成22年度の池田市次世代育成支援行動計画での10施策の重点項目については、引き続き継続します（第4章、第2節）。特に、【評価C】【評価D】については、最重点として事業の推進を図っていきます。

また、「重点施策9 要保護及び要支援児童と家庭への支援の充実」に、新たに児童家庭相談、児童虐待発生予防事業、虐待相談を重点事業とし、虐待防止施策の充実を図ります。

下表の施策内容に「重点施策 No.」と【評価】を記入しています。

第1節 子育て・親育ちを応援する環境づくり

1. 次代の親を育む環境の整備・充実

支援法に基づく基本指針では、「社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要」とあり、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支えていくための環境づくりが一層求められています。また、家庭のみならず、地域や教育・保育施設*などの子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティのつながりの中で子どもを育てていくことができる関係づくりも重要です。

保護者が子育てについて第一義的責任を持つことを前提に、地域ぐるみで「子育て」と「親育ち」を支え、保護者の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげ、子どもと向き合い、親子の絆を深めながら子育てできる環境の整備・充実を引き続き進めます。

*「教育・保育施設」

ここでは、幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの就学前児童が日中過ごす施設、及び小学校を指します。

【具体的施策】

（1）市民の子育てに対する関心の醸成

①子どもの権利と子育てに関する意識啓発の推進

*注）施策 No.の（MOO）は、[新・いけだ子ども未来夢プランのメニューNo.]

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
001 (M1)	「子ども・子育て会議」の運営	会議の開催を継続することで、より活発な討議を通じ、本市における子育て支援プランを策定し、計画的に事業を進めていきます。	子育て支援課
002 (M2)	子育てに関する情報の提供	子育てニーズが多種多様化する中で、必要な人に必要な情報が届くよう、努めます。	子育て支援課

②子どもの健全育成に関する啓発活動の推進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
003 (M3)	計画の周知	引き続き、事業計画や子育て支援情報等の周知を図るための取組みを推進します。	子育て支援課
	広報・啓発	児童相談所の状況及び児童福祉に関する情報提供を行います。 特に、社会的養護を必要とする子どもへの支援として里親委託推進を図るため、ホームページ、政府だより等の活用や関係機関・団体への啓発研修会の実施などを通じて、里親制度の広報・啓発活動をさらに進めます。	大阪府池田子ども家庭センター
004 (M4)	青少年指導員活動事業	部会ごとに活動や事業、全体での研修会を実施し、地域での青少年育成活動に対しても積極的に活動しています。指導員の高齢化、メンバーの固定化が懸念されることから、今後は後継者の育成に努めます。	教育センター

(2) 子育て意識・親意識の育成

①親意識を高めるための学習機会の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
005 (M6)	両親教室	母性・父性を高め、よりよい育児を支援するために、父親準備教室を開催し、積極的な父親の育児参加を促進します。 平成26年度から虐待予防の観点を入れた講義を実施するなど、内容については随時見直しを行います。	健康増進課

②家族・親子のきずなを深める機会の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
006 (M8)	「家庭の日」 「家族の日」 啓発	家庭での教育力の向上や家庭に関する意識の啓発のために、「家庭の日」や「家族の日」のPRについて、国の動向をみながら進めていきます。	子育て支援課
007 (M9)	子育て講演会	講演は好評で、参加者も増加しているため、今後も各拠点の特性や地域のニーズに応じた講演会の開催を企画していきます。	子育て支援課
	文化教養講座事業	市民のニーズに対応した講座を開催するとともに、庁内連携情報発信の拠点としての子育て講座等を開催します。	中央公民館
008 (M10)	おはなし推進事業	本館や石橋プラザでは、引き続き、定例行事を実施するとともに、図書コーナーでも不定期におはなし会を実施します。	図書館(石橋プラザ)

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
009 (M11)	親子無料開放	第2・第4日曜日に無料開放時間を設け、スポーツを通して親子でスキンシップを図るとともに、健康増進と体力向上をめざす場を提供します。開放日や種目を増やすことのほか、柔剣道場・会議室の有効活用や父親の参加促進を図ります。	総合スポーツセンター

③世代間交流

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
010 (M12)	乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	次代の親となるであろう中学生や高校生が乳幼児とのふれあい体験を通じて、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶため、総合的な学習の時間などを活用して交流機会の充実を図ります。 また、保育所、幼稚園、小・中学校をはじめ福祉施設や地域の各種施設を、地域のふれあい・交流の拠点として有効活用します。	子育て支援課
011 (M13)	世代間交流等	核家族が進む中、日頃ふれあうことの少ない高齢者を保育所に迎え、楽しいひとときを一緒に過ごすことで、世代間交流の推進を図ります。 引き続き、各所・園の地域性や特性をいかし、行事等への参加を呼びかけ、世代間交流を推進します。	幼児保育課

2. 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実

支援法に基づく基本指針では、子どもの育ちにおいて、「乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要」であるとしています。引き続き、本市の特性や各教育・保育施設の特色を生かした個性ある教育を進めていくとともに、幼稚園・保育所等と小学校が連携を図りながら、幼児期から就学期までの連続した教育を充実することが重要となっています。

めまぐるしく変化する社会環境に対応できるよう、子どもに「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」のための基礎づくりを進めるため、創意工夫のある学校教育をはじめ、家庭、地域・学校が連携・協力し、家庭や地域社会の教育力の向上を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境を整備・推進します。

【具体的施策】

(1) 学校教育・就学前教育の充実

①就学前の教育機能・連携の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O12 (M15)	就学前教育の充実	直接体験を大切にしながら、豊かな感性を育む教育内容の充実にも努めるとともに、幼保小連携を進め、発達や学びの連続性をふまえた就学前の教育の推進を図ります。 また、地域の子育て支援のセンター的役割のさらなる拡充をめざします。	学校教育推進課 各幼稚園
O13 (M16)	なかよしこども園の充実	幼保一元化のモデル園である「なかよしこども園」において、一貫した幼児教育・保育を実施し、地域に開かれた子育て支援の充実を図ります。 在宅児対象の子育て支援の充実により、短時間児の入園につながっていることから、今後も地域の協力を得ながら、保護者の養育力向上への寄与に努め、こども園としての多様性を生かした教育・保育の質の向上をめざします。	なかよしこども園
O14 (M17)	幼保交流	様々な活動を通して近隣の保育所と幼稚園の子どもどうしの交流を充実します。 併せて、職員間の交流も充実し、保育所の保育課程と幼稚園の教育課程のつき合わせを行い、望ましい子ども像と就学前における育ちについて共通認識を図ります。 今後も、地域に育つ子ども同士の交流を図るため、行事や遊び等の計画を推進します。	学校教育推進課 各幼稚園 幼児保育課

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O15 (M18)	保幼小交流	体験入学など、学校園・保育所が合同で行う取組みを増やすことで、就学前施設と小学校の連携・交流を図ります。	学校教育推進課
		<p>今後も、小学校集団へ円滑な移行が行われるように交流を図ります。</p> <p>また、教諭の保育所体験では、やまばと学園を含め乳幼児期の生活を知ってもらうことができ、どのように学童期の生活に移行していくのが良いのか、課題を含めお互いに連携をもつことができるため、重要な活動として引き続き取り組めます。</p>	幼児保育課

②個性や創造性を伸ばす学校教育の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O16 (M19)	豊かな心の教育	学校の教育活動全体を通じて、道徳性を養い豊かな人間性を育むことは教育の根幹であり、そのために教員の指導力の向上を図ることは不断の取組みであることから、道徳教育推進委員会の活動の活性化により、各校の道徳教育の充実を図ります。	学校教育推進課
O17 (M20)	小中一貫教育推進事業 重点施策⑥ 【評価A】	平成26年度の小中一貫教育の本格実施に伴い、各中学校区で地域住民が参加する「小中一貫教育推進協議会」において、子どもたちにとってよりよい小中一貫教育の在り方について協議を重ね、具体的な取組みの推進を図ります。	教育政策課
	「教育のまち池田」総合企画推進事業 重点施策⑥ 【評価A】	平成26年度からの小中一貫教育の本格実施に伴い、「総合企画推進会議」を第三者評価的な組織に見直しを図るとともに、小中一貫教育の次にめざす教育の方向性について協議していきます。	教育政策課
	子どもの学びサポート推進事業	学校園の教育活動を支援する人材の高齢化や固定化が進み、新たな人材確保について検討する必要があるため、大学生のインターンシップ制度等を活用し、大学との連携をさらに進めるとともに、子どもたちに年齢が近い学生の一層の理解や支援を得るための取組みに努めます。	教育政策課
	英語教育推進事業	今後、英語教育の充実を図るために、研修の充実とICT機器の充実により指導支援を行っていきます。また、その上で外国人英語講師の有効活用を図り、児童・生徒の英語力の向上をめざします。	学校教育推進課

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
	在日外国人日本語指導支援事業	在日外国人児童・生徒や渡日児童生徒など、日本語の理解が難しい児童生徒のために、日本語の個別指導・グループ指導の補助を実施します。併せて池田市在日外国人教育研究協議会と連携した支援を実施します。	学校教育推進課
018 (M22)	交流教育及び共同学習	宿泊を伴う教育活動への介助員や看護師の付き添いを推進することで、ともに学びともに育つ教育環境整備の充実をめざします。 また、学校配置の看護師、宿泊行事に付き添う看護師の確保に今後も努めます。	教育センター
019 (M23)	障がい児(者)施設との交流	今後も特別養護老人ホームなどとの交流活動を継続し、障がい児(者)に対する理解を深めていきます。	教育センター
020 (M24)	情報教育推進	情報化の推進により、学校現場において、児童生徒の学力向上に効果のある「授業活用」と教職員の「校務軽減」の双方につながるよう、さらなる運用面でのサポートに努めます。 また、各校の情報化推進担当が学校HPの更新に積極的に関わることができるよう、研修を工夫していきます。	教育センター
021 (M25)	ボランティア教育の推進	奉仕的な活動やボランティア活動を実施し、ボランティア精神を養う教育の推進を図ります。	学校教育推進課

③学校教育と地域の連携の推進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
022 (M26)	教育コミュニティづくり推進事業	学校・家庭・地域のつながりをより一層深めるため、平成25年度から三者の交流の場を意図的に設定してきましたが、今後は小中一貫教育との関係を重視し、学園ごとの交流を拡充します。 また、「池田市教育コミュニティ NEWS」をはじめ、市のホームページや地域コミュニティの掲示板の活用等による情報発信を推進します。	教育政策課

(2) 思春期健康教育・保健対策の推進

①学校における健康教育の推進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O23 (M27)	保健体育や保健指導の充実 重点施策7 【評価B】	子どもたちの心身の健全な発育と健康保持増進のために、保健体育の指導の充実を図ります。	学校教育推進課 健康増進課
	性教育・家庭科教育の充実	子どもたちの心身の健全な発育と健康保持増進のために、保健体育の時間を中心とした性教育、および家庭科教育の充実を図ります。	学校教育推進課 健康増進課
O24 (M28)	小学校保健	健康診断の項目の改訂に伴い、児童生徒に対する健康診断や各種検診による健康保持増進を図ります。	保健給食課
O25 (M29)	飲酒・喫煙・薬物防止教育	全小・中学校において、少年サポートセンター等による非行防止教室が計画されており、今後も引き続き少年サポートセンター等の関係機関との連携を深め、非行防止、禁煙、薬物乱用防止に関しての指導の充実を図ります。 また、教職員を対象にした研修の充実を努めます。	教育センター

②相談体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O26 (M30)	相談体制の充実	教育相談体制の整備に努めるとともに、様々な悩みについて、児童生徒自身が相談しやすい体制づくりに努めます。	教育センター

(3) 多様な体験活動の充実

①学校における体験活動の推進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O27 (M31)	職場体験	キャリア教育について一層の充実が求められている現状を踏まえ、今後も中学校において継続的に職場体験学習を行います。 また、小学校においても職業観の育成のための授業の充実を図ります。	学校教育推進課

②地域における体験活動の推進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
028 (M32)	歴史民俗資料館の館外事業	事業の周知を図り、学校教育での活用を促進します。 平成26年度に立ち上げた五月山児童文化センターでの新たな協力事業については、今後も継続していきます。	歴史民俗資料館
	図書館施設見学	読書への関心を深めるため、市内小学3年生及び幼稚園、保育園の園児を対象に、図書館見学会を実施します。	図書館(石橋プラザ)
	浄水場施設見学	水道週間(6月1日~7日)の期間中に、社会科学習の一環として浄水場のしくみと働きを学習し、水道についての理解と関心を高めるため、小学4年生を対象として、古江浄水場の見学会を実施します。小学4年生を対象とした見学会を引続き実施するとともに、一般見学会では親子で楽しく学べるプログラムを充実します。	上下水道部経営企画課
	下水処理場施設見学	市内の小学4年生を対象に、社会見学の受け入れを行います。また、夏休みに、小学4~6年生を対象に、下水処理についてさらに理解を深めるため「体験見学会」を開催します。その他、希望者を対象に随時見学会を実施します。小学4年生を対象とした見学会を引続き実施するとともに、体験見学会では親子で楽しく学べるプログラムを充実します。	上下水道部下水処理場
	消防施設見学	社会科学習の一環として、消防施設を見学・体験し、業務内容を知ることにより、児童等の一層の防火意識の向上を図ります。	消防署
029 (M33)	こども会育成事業	今後、児童数の減少に伴い、こども会員数の減少も危惧されていることから、育成者研修を充実するとともに、新規のこども会員の加入促進を図っていきます。	教育センター
	少年団体育成事業	ボーイスカウトとガールスカウトの育成を図る事業で、団数は少ないものの、各団では、活動内容の工夫に努め、実態にあった活動を実施しています。各団の活動内容のPRや新規団員の加入促進を行うことで団体の活動を活性化していきます。	教育センター

③自然や文化に親しむ機会や場の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
030 (M34)	自然体験推進事業	<p>自然体験学習は、子どもたちの成長に欠かせないものであり、今後とも充実に努めます。</p> <p>また、小学5年生から中学3年生までの5年間で6つの宿泊行事があり、自然体験学習の意義と行事の精選の両観点からあり方を検討していきます。</p>	学校教育推進課
031 (M35)	池田市民カーニバル・五月山さくらまつり	市民相互の連携を深めるとともに、子どもたちが祭りを楽しみ、自然やふるさとを味わえるよう、周知を図り、市民をあげて実施します。	観光・ふれあい課
	花菖蒲まつり	水月公園の花菖蒲の鑑賞会とお茶野だて会等の開催を通じ、広く水月公園をPRするとともに、親子のふれあいと市民交流を図ります。	観光・ふれあい課
	池田猪名川マラソン大会	春のスポーツフェスティバルの一環事業として誰でもが完走できることを主目的とし、幅広い地域より参加者を募り、本市のスポーツイベントとして実施します。マラソン人口の増加をめざし、池田のスポーツ振興を図ります。	生涯学習推進課
	市民レクリエーション大会	毎年10月に、市民がスポーツに親しみ、気軽に参加できる機会を設け、幼児から高齢者に至るまで幅広い層の楽しいふれあいを通じ、スポーツ意識の向上と健康づくりをめざします。大会を通して、生涯スポーツの振興と地域コミュニティの活性化を図ります。	生涯学習推進課
	卓球のまちづくり事業	卓球を通して、子どもからお年寄りまで、気軽に誰でも楽しめる生涯スポーツのひとつとして「卓球のまち池田」の推進を図ります。	生涯学習推進課

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O32 (M36)	各種スポーツ教室の充実	乳幼児とその保護者、小学生を対象に、リズム体操やトランポリン、水泳など様々なスポーツの機会を提供することで、親子のふれあいを深めるとともに、子どもには、たくましく生きるための基礎となる健康、体力の育成を図ります。	五月山体育館
	親と子の体操・幼児体操	スポーツ教室を通して市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、運動の必要性を理解する場を提供します。 現在3～6歳を対象としていますが、母と2歳児対象の教室の開設や市内各幼稚園・学校等との連携を図るほか、時代の流れやニーズに沿った教室内容を検討します。	総合スポーツセンター
	障がい児（者）スポーツ教室	障がい児の機能回復と健康増進および参加者相互の親睦・交流の推進を図ります。	生涯学習推進課
	ジュニアスポーツクラブ	ジュニアスポーツクラブ4団体を育成し、スポーツ人口の拡大を図り、本市のスポーツ振興の推進を図ります。	生涯学習推進課
	障がい者社会参加促進	障がい者（児）に対して、スポーツやレクリエーション及び文化活動に参加する機会を提供することにより、障がい者（児）の自立と社会参加の促進及び機能の維持・増進を図り、地域リハビリテーションの一環として実施します。参加しやすい事業展開に努めます。	障がい福祉課
	障がい児タイムケア事業	夏休み期間中、発達障がいのある子どもたちに交流の場を提供します。 保護者の介護負担軽減や、作業療法士による障がい児の評価及び集団訓練を実施します。	発達支援課

⑤国内外交流活動の促進

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O33 (M37)	青少年国際交流	姉妹都市や友好都市に青少年を派遣し、諸外国の文化や伝統を理解するとともに、自国の伝統や文化について考え、大事にする心を育み、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う活動です。さらなる事業の周知を図ります。	観光・ふれあい課

(4) 子どもの遊び・学びの環境の整備

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O34 (M38)	児童館活動促進事業	<p>平成27年4月から細河中学校区で施設一体型の小中一貫校が開校されることから、地域と連携し、子どもの豊かな育成に向けた取組みを実施します。また、地域連携を密にした取組みを通して、子どもの健やかな成長を図ります。</p> <p>就学前の乳幼児の保護者の活動の場として、学校の平常授業日、昼間の時間の有効活用や児童館利用者の増加を図ります。</p>	児童館
	青少年の健全育成 (五月山児童文化センター)	<p>子どもの健全育成の場を提供し、クラブ活動やプラネタリウムの投映、五月山の自然をいかした野外活動等をはじめとする様々な文化事業を実施します。(五月山児童文化センター管理事業・運営事業・活動事業)</p> <p>必要とされる支援を提供することで、親子がともに育ち合える環境づくりに取り組みます。</p>	五月山児童文化センター
	青少年の健全育成 (水月児童文化センター)	<p>子どもの健全育成の場を提供し、様々な文化事業を実施します。(水月児童文化センター管理事業・運営事業)</p> <p>子どもの各成長段階に応じて、切れ目のない事業を展開し、また、子育て世代や高齢者の参加も積極的に図ります。子どもから大人までセンターを活用することで、地域での多世代交流を促進し、「市民の顔が見える、市民がつながるセンター」をめざします。また、地域ネットワークの拠点となり、子どもが安心して遊び、学べる環境づくりに取り組みます。</p> <p>さらに、センター活動を体験してきた青年の事業参画をより一層促進し、協働することで、次世代育成の柱とします。</p>	水月児童文化センター
O35 (M39)	図書館サービスの充実	<p>本館、石橋プラザ、図書コーナーでの定例行事をはじめ、クイズ大会、折り紙講座、点字講座などの行事や展示活動、また、ブックリストの作成など、親子で楽しめる企画を通して、子どもたちの興味の幅を広げ、想像力と自ら学ぶ力をつける手助けを行います。</p>	図書館(石橋プラザ)

3. 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

最近増加しているひとり親家庭については、経済的基盤を確立するために必要な支援や安心して子育てができるように福祉サービスの展開を図り、日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図ります。

また、障がいのある子どもについては、成長後も社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるように、福祉、医療、教育、労働等の各分野が一体となり、社会全体として、障がいのある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

社会問題化している児童虐待への対応については、大阪府や関係機関との連携を一層深め、虐待の防止に努める一方で、早期発見と迅速な対応を図り、子どもの人権侵害を防止する取組みを強化し、虐待のないまちづくりを推進します。

一方、不登校児童生徒等への対策については、引き続き、学校復帰のための指導や相談支援の充実を図るなど、不登校解消に向けた取組みを推進します。

【具体的施策】

(1) ひとり親家庭の自立促進

①生活の自立支援の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
036 (M40)	児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童などが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給するもので、国の制度に基づき今後も周知を含め、取り組んでいきます。	子育て支援課
037 (M41)	母子住宅	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。 平成26年10月1日から「母子・父子住宅」として父子家庭も対象になりました。	子育て支援課
038 (M42)	水道料金・下水道使用料の減免（福祉減免）	国民年金法による遺族基礎年金を受給している世帯であって池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療証の交付を受けている世帯並びに、児童扶養手当受給世帯、身体障がい者（児）（身体障がい者手帳1・2級所持者）及び知的障がい者（児）（療育手帳所持者）世帯に対して福祉の増進を図り、生活向上安定に寄与する減免制度を実施します。	上下水道部営業課

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
039 (M43)	ひとり親家庭医療費助成	18歳の年度末までにある児童及びその養育者に対して、医療費の一部を助成し、健康の維持・回復に努めるとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。 将来に向け、継続可能な制度とする観点から、府と市がともに、制度のあり方について検証し、財政状況を鑑み進めていきます。	保険医療課
040 (M44)	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所させ、生活の安定を図り自立への支援を行うもので、国の制度に基づき、今後も取り組んでいきます。	子育て支援課
041 (M45)	母子相談	母子自立支援員を中心に関係部局、関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。 平成26年10月1日から父子家庭も支援の対象になることが法律で明確化されました。	子育て支援課
042 (新規)	みなし寡婦(寡夫)控除	平成26年度より、税法上の「寡婦(寡夫)控除」が適用されない婚姻歴のないひとり親世帯に対して、子どもにかかる各種利用料について控除の適用を受けて算定されるよう、「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を実施します。	子育て支援課

②就労支援の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
043 (M46)	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を促進するため、指定する教育訓練を受講した「ひとり親家庭の親」に対して、講座終了後に受講料の一部を支給します。 平成26年10月1日から父子家庭も支援の対象になることが法律で明確化されました。	子育て支援課
	母子自立支援プログラム策定事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに基づき、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。 平成26年10月1日から「母子・父子自立支援プログラム策定事業」として父子家庭にも対象が拡大しました。	子育て支援課
044 (M47)	地域就労支援事業	母子家庭の母親等で、就労困難者に対し就労支援を行います。 本事業を実施する池田市地域就労支援センターの周知を図ります。	地域活性課

(2) 障がいのある子どもの自立と社会参加

①障がいのある児童生徒等の教育支援体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O45 (M48)	特別支援教育推進 (巡回指導及び定期診断)	巡回相談員・専門支援員を支援学級在籍児童生徒に対してだけではなく、通常の学級で配慮が必要な児童生徒に広げ、今まで以上に有効に活用できるよう工夫します。	教育センター
	特別支援教育推進 (就学相談、支援学級合同校外指導)	小中一貫教育実施に伴い、新たな就学相談の体制づくりが必要であることから、健康増進課、発達支援課、幼児保育課等関係機関との連携を強化し、就園就学相談の円滑化と保護者・子どもの負担軽減を図るよう努めます。	教育センター
	特別支援教育の体制の充実	平成25年9月の「学校教育法施行令」一部改正を踏まえ、地域の学校で児童生徒を受け入れるための基礎的環境整備を計画的に進めます。 また、平成26年2月の「障害者の権利に関する条約」の日本での発効や、平成25年6月の「障害者差別解消法」成立（平成28年4月施行予定）による合理的配慮における不提供の禁止を受けて、今後も継続して支援教育の一層の充実を図ります。	教育センター
O46 (M49)	介助員の配置	支援学級在籍児童生徒数が年々増加傾向にある中、介助員の増員は必要不可欠であることから、個々の障がいの状況を把握するとともに、適正かつ公平な配置に努めます。	教育センター 教職員課
O47 (M50)	通級による指導の充実	発達障がいの通級指導教室が5教室、言語障がいの通級指導教室が1教室となり、言語障がいの通級指導教室が市内全域をカバーしています。また、発達障がいの通級指導教室は言語障がい児の指導にも対応しています。今後も通級指導教室の設置増に努めます。	教育センター

②保育体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O48 (M52)	公私立保育所（園）での障がい児保育の充実	緑丘保育所の民営化に伴い、公立保育所での障がい児保育の役割は増大すると思われることから、障がい児保育の質の向上のため、継続的な研修の実施を図ります。	幼児保育課
	巡回相談の充実	公私立保育所（園）、私立幼稚園、留守家庭児童会の相談・指導の充実を図り、保育の質の向上に努めます。	発達支援課

③療育相談体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
049 (M53)	心身障がい児・者 地域療育相談システム 重点施策8 【評価A】	障がい者の生涯にわたる一貫した地域での処遇体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めます。 また、施設等職員に療育に関する助言、技術指導、研修などを行います。 情報共有ツールである「いけだつながりシート Ikeda_s」の完成により、同ツールを活用した発達支援システムの推進に、今後も引き続き取り組みます。	発達支援課
050 (M54)	池田市要保護児童 対策地域協議会障 がい児関係部会実 務者会議	子どもの健全な育成のためには、関係機関との連携は必要不可欠であり、今後も情報共有により、総合的なサービスを提供できるシステムの構築を推進します。	子育て支援課 発達支援課
051 (M55)	療育相談	身体障がい児、慢性疾患児に対して医師、心理判定員、保健師、その他専門職による専門相談、療育指導を行います。	大阪府池田保健所
	地域支援センター 事業	障がい児（者）が身近な地域で相談等が受けられる機関を設置することにより、本人・介護者等の生活の安定並びに福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
	発達相談	18歳未満の子どもの発達や障がいに関する相談・指導の充実に努めます。	発達支援課

④通園施設の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
052 (M56)	児童発達支援事業	支援を必要とする児童及びその保護者の数は年々増加し、定員の中では待機が発生していることから、すみれ・ひまわりの各親子教室の見直しを図り、週1日・週2日という通園部を発足させて、年齢・環境等各自に応じた通園の実現をめざします。 また、児童発達支援センターとして市民からの専門的なニーズに応えることができるよう、引き続き専門スタッフの充実を図っていきます。	やまばと学園
	療育関係機関との 連携	在宅乳幼児の障がいや状況等、内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関との連携の充実を図ります。今後、週1日、週2日の通園へと移行させていきます。	やまばと学園
	専門職員による在 園児への療育指導	心理指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士等、専門職員による療育指導の充実に努めます。	やまばと学園

⑤手当等の支給・在宅福祉サービスの充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
038 (M42) (再)	水道料金・下水道使用料の減免（福祉減免）	国民年金法による遺族基礎年金を受給している世帯であって、池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療証の交付を受けている世帯並びに、児童扶養手当受給世帯、身体障がい者（児）（身体障がい者手帳 1・2 級所持者）及び知的障がい者（児）（療育手帳所持者）世帯に対して福祉の増進を図り、生活向上安定に寄与する減免制度を実施します。	上下水道部営業課
053 (M57)	障がい者医療費助成	重度の身体障がい者及び知的障がい者に対し、医療費の一部を助成します。 将来に向け、継続可能な制度とする観点から、府と市がともに制度について検証、財政状況等を鑑み、今後のあり方について検討していきます。	保険医療課
	障がい児通所支援事業	障がい児通所施設での児童福祉サービスの給付費及び医療費を給付します。 今後は、適切な支給決定のためのガイドラインを策定します。	発達支援課
	重度障がい者住宅改造助成	住宅改造費を助成することにより、心身障がい者（児）の住み良さと生活の向上を図ります。	障がい福祉課
054 (M58)	特別児童扶養手当	本市では申請書の受付事務のみであり、制度が変更されない限り継続されるので、今後も適切な事務執行に取り組みます。	発達支援課
	特別障がい者手当等給付（福祉手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当）	今後も経済的負担の軽減を図るため、適切な事務執行に取り組みます。	発達支援課
	特別障がい者手当等給付	最重度障がい者（児）の経済的負担の軽減を図ります（福祉手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当）。	障がい福祉課
055 (M59)	障がい者補装具・日常生活用具給付	障がい者（児）に対し、補装具・日常生活用具を給付・貸与して、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
056 (M60)	障がい者ブラッシング指導	障がい児ブラッシング指導や障がい児（者）歯科診療の受診機会を提供し、歯の健康管理の増進を図ります。	障がい福祉課
057 (M61)	障がい者機能訓練 重点施策8 【評価A】	心身機能の維持回復を図るため、理学療法士、作業療法士等による必要な訓練を行います。	障がい福祉課 休日急病診療所

⑥関係機関との連携の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
058 (M63)	手話通訳者推進事業	聴覚・言語障がい者（児）に対し、手話通訳者を派遣することにより、コミュニケーションの円滑化と社会参加の増進を図ります。	障がい福祉課

(3) 要保護及び要支援児童と家庭への支援の充実

①問題の早期発見・相談援助体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
059 (M64)	児童家庭相談事業 重点施策⑨ 【新規】	児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行います。相談ケース及び多問題を抱えた対応困難ケースが増えていることから、相談員の増員など体制の強化を図ります。	子育て支援課
	児童虐待発生予防事業 重点施策⑨ 【新規】	今後も関係機関との連携を図りながら、早期発見、早期対応を行い、児童虐待の発生予防に努めます。 また、オレンジリボン運動を継続的に実施し、市民及び関係機関への啓発活動を展開します。さらに、支援プログラムに継続的に取り組み、児童虐待発生の予防に努めます。	子育て支援課
	虐待相談（児童相談） 重点施策⑨ 【新規】	児童虐待の通告及び相談の受理と相談支援、措置等を行います。 増加する虐待通告において、泣き声等の通報対応について、市町の協力を得ながら対応できないか検討していきます。 市としては、子どもの安全を第一に考え、引き続き関係機関と連携を図り、子どもと家庭の支援を丁寧に行っていきます。	大阪府池田子ども家庭センター 子育て支援課

②児童虐待防止ネットワークの充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
060 (M65)	池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	虐待の防止・早期発見・援助活動など総合的な取組みを推進するため、保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や子ども家庭サポーター等関係者からなる「児童虐待防止ネットワーク」を組織しています。 ケース点検及び研修会等の取組みを継続し、関係機関とともに認識と理解を深め、ネットワーク活動の促進を図ります。	子育て支援課

③要支援家庭への支援

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O61 (M66)	養育支援訪問事業 重点施策9 【評価D】	母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で把握した対象者に対し、引き続き必要な援助を実施します。	健康増進課
O62 (M67)	人材育成と支援	市町村民生委員・児童委員連絡協議会事務局が主体となり行う方向で今後も実施し、研修の後方支援を引き続き行います。	大阪府池田子ども家庭センター
	にじの会(有償協力員派遣)	在宅福祉ニーズに対し、有償で家事援助・産前産後の援助・留守番などの福祉サービスを提供します。 協力会員の高齢化と人材不足が課題ですが、制度の狭間に対応する事業として、今後も継続し実施します。	社会福祉協議会

④経済的負担の軽減

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O63 (M68)	助産施設入所	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて生活支援を図ります。	子育て支援課
	小・中学校就学援助	要保護及び準要保護世帯の児童生徒及び特別支援学級在籍児童生徒に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します(特別支援教育就学奨励事業、就学援助事業)。	総務・学務課
	福祉貸付事業	生活のつなぎ資金、高等学校の入学準備金、交通遺児の就学資金を貸し付けます。	生活福祉課

(4) 不登校児童生徒等の自立支援の充実

①子どもの支援・相談体制の充実

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
O64 (M69)	いじめ・不登校問題対策事業 (平成25年度～) 重点施策10 【評価C】	不登校児童生徒やいじめ等への対応など、学校における多様な課題に対して教職員と連携し、柔軟に対応できるいじめ・不登校対応支援員の増員に努めます。	教育センター
	進路指導・進路選択支援	進学意欲を有しながら、経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や青少年に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した相談を実施し、要支援生徒や青少年が積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課 教育センター

施策No.	施策内容	今後の方向性	担当
	教育相談 重点施策10 【評価B】	保護者の子どもの成長や学校園の生活に対する不安や悩みの多様化に伴う教育相談へのニーズの増大、学校園や関係機関からセンターへの相談のつながりの増加などに対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	教育センター
	NPO連携教育相談 重点施策10 【評価A】	NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童・生徒（不登校児童・生徒）や保護者のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
065 (M70)	スクールカウンセラー活用事業 重点施策10 【評価C】	専門家からの心理的ケアが受けられることで、保護者・児童生徒の安心につながっており、また、教職員への専門的見地に立った助言は、様々な課題を持つ児童生徒の学校生活を支援する上で、必要不可欠なものとなっていることから、今後もスクールカウンセラーの配置の充実に努めます。	教育センター
066 (M71)	適応指導 重点施策10 【評価A】	様々な要因により、学校に行くことができない児童生徒が自宅にひきこもらず、段階的に教室復帰を果たすためには、学校と距離を置いた「居場所」の確保が不可欠であることから、多様化する保護者の意識を踏まえ、さらに学校との連携を深め取り組みます。	教育センター
	中学校指導支援事業	児童生徒の健全育成を図るため、「中学校区生活指導協力委員会」を定期的に関催し、児童生徒の問題行動等の情報共有を行い、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健全育成を図ることを通じて、非行防止等に努めます。	教育センター